

議員提出議案第3号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月2日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	三浦英統
賛成者	山陽小野田市議会議員	大井淳一郎
〃	山陽小野田市議会議員	河崎平男
〃	山陽小野田市議会議員	石田清廉
〃	山陽小野田市議会議員	下瀬俊夫
〃	山陽小野田市議会議員	矢田松夫

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条に次の1項を加える。

2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第3号参考資料

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>